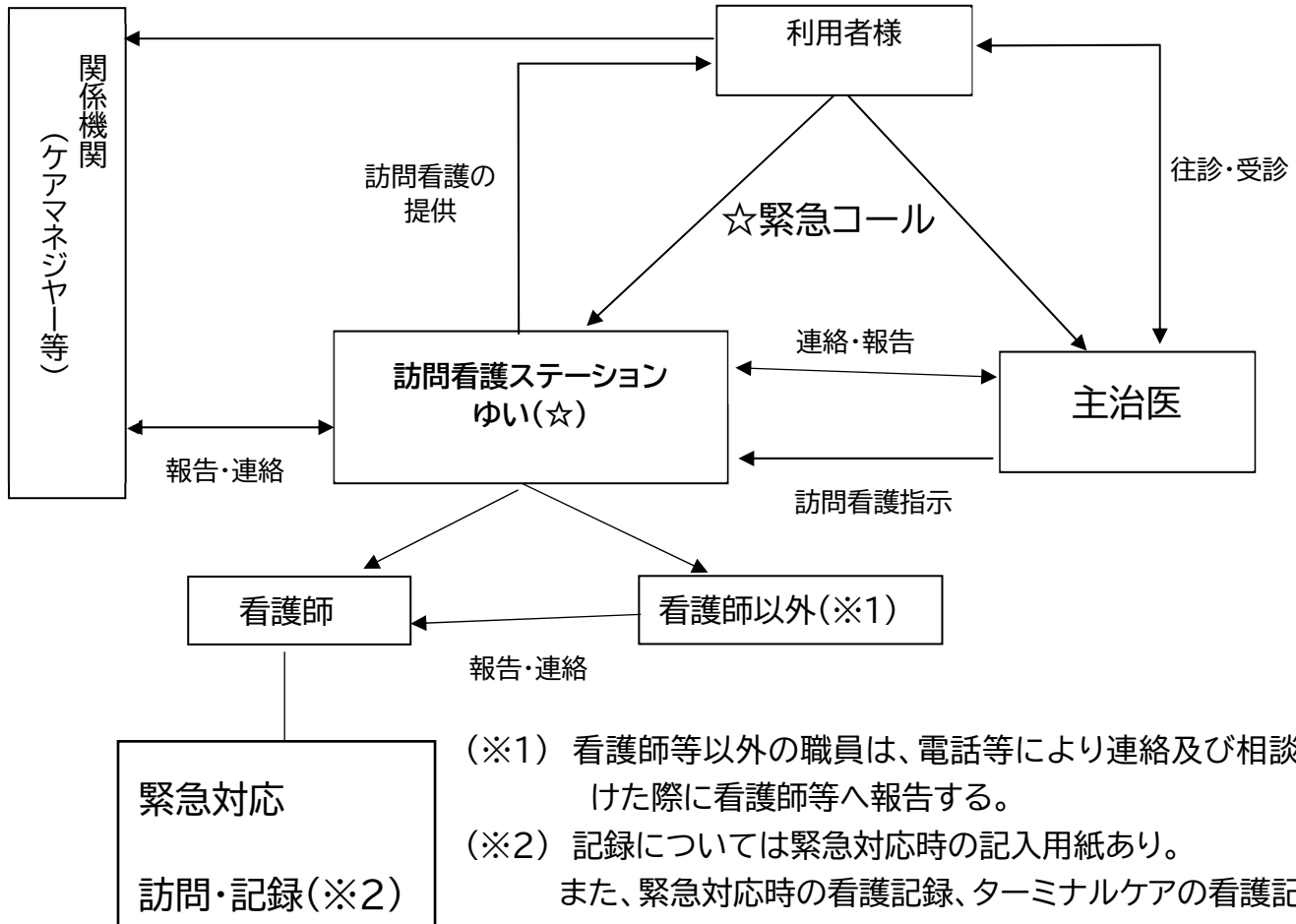


緊急時の連絡体制

図1

- ・緊急の訪問看護の必要性の判断を看護師が速やかに行える連絡体制
- ・ターミナルケア体制



(※1) 看護師等以外の職員は、電話等により連絡及び相談を受けた際に看護師等へ報告する。

(※2) 記録については緊急対応時の記入用紙あり。
また、緊急対応時の看護記録、ターミナルケアの看護記録に関し、ターミナルケアの利用者の心身の状況の変化及びこれに対する看護の内容等必要な事項を記録する。

(☆)24時間対応体制

○営業時間内
事務所 0776-50-3549

○営業時間外
○営業時間内に事務所に職員不在時
事務所にかけた場合携帯に自動転送
携帯① 080-1119-3535
携帯② 090-1581-3535